安全保障輸出管理に関する誓約書

石巻専修大学長　殿

貴学に入学（採用）等の上は、無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員（受入教員）に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続を行うことを誓約します。

　一　研究上の技術情報を在学（在職）中に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合、又はこれを在学（在職）後に提供することが在学（在職）中に明らかとなった場合

　二　研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在学（在職）中に外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合、又はこれらを在学（在職）後に輸出することが在学（在職）中に明らかとなった場合

日付　　　　　年　　　　　月　　　　日

氏名

（署名　　　　　　　　　　　　　　　　）

以　上

【参考】

|  |
| --- |
| 本学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「石巻専修大学における安全保障輸出管理に関する申し合わせ」を定め、外国人留学生等の受け入れに際し厳格な審査を行っています。規制事項に該当する場合は、希望する教育や研究が受けられない場合がありますので、注意してください。　・外国為替及び外国貿易法https://www.mof.go.jp/international\_policy/gaitame\_kawase/gaitame/index.html  ・安全保障貿易管理http://www.meti.go.jp/policy/anpo/ |